明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○子ども・若者育成支援推進法施行規則（**内閣府**九）　一
〔省　令〕
○経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令（**総務**一三）　一
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**九）　二
○除籍の一部が滅失した件（**法務**一〇四）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**一〇五）　三
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**同**一〇六～一〇九）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**一一〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**三九一、三九二）　四
○電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をした件（**経済産業**四〇）　四
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**九八～一〇三）　四
○少数生産車の型式を承認した件（**同**一〇四、一〇五）　五
○承認事業者の代表者の氏名を変更した件（**同**一〇六）　五
○信号符字を点附した件（**国土交通**一二四）　六
○信号符字を取り消した件（**同**一二五）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（**同**一二六）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一二七）　七
○道路に関する件（**中部地方整備局**二七、二八）　八
○道路に関する件（**九州地方整備局**一八）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**二六、二七）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　八
国家試験
平成二十二年度技術士第一次試験の実施（文部科学省）　八
平成二十二年度技術士第二次試験の実施（同）　九
〔人事異動〕
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、土地家屋調査士懲戒処分、宅地建物取引業法第六十七条関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

府　令

○内閣府令第九号

子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第十九条第二項の規定に基づき、子ども・若者育成支援推進法施行規則を次のように定める。

平成二十二年三月二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

子ども・若者育成支援推進法施行規則

地方公共団体の長は、子ども・若者育成支援推進法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により子ども・若者支援地域協議会を設置したときは、次の各号に掲げる事項を公示するものとする。

一　子ども・若者支援地域協議会を設置した旨

二　当該子ども・若者支援地域協議会の名称

三　当該子ども・若者支援地域協議会に係る法第二十一条第一項に規定する子ども・若者支援調整機関を指定したときは、その名称

四　当該子ども・若者支援地域協議会に係る法第二十二条第一項に規定する子ども・若者指定支援機関を指定したときは、その名称

五　当該子ども・若者支援地域協議会を構成する法第十九条第一項に規定する関係機関等の名称等

六　前号に規定する関係機関等ごとの法第十五条第一項に規定する次のいずれに該当するかの別

イ　国及び地方公共団体の機関

ロ　公益社団法人及び公益財団法人

ハ　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

ニ　学識経験者その他の者

附　則

この府令は、法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月二日

総務大臣　原口　一博